

全 県 分 の 調 査 結 果

全県分とは、県内に立地する 57 ゴルフ場のうち、平成 25 年度に本県が調査を実施した 9 ゴルフ場及び政令市が調査を実施した 17 ゴルフ場（岡崎市（5 ゴルフ場）、春日井市（2 ゴルフ場）及び豊田市（10 ゴルフ場））の計 26 ゴルフ場を指す。

1 ゴルフ場農薬水質調査結果総括表（全県分）

区 分	調査実施ゴルフ場数		延べ検体数		
		指針値超過		分析した農薬の種類	指針値超過検体数
殺虫剤	19	0	50	14	0
殺菌剤	25	0	126	27	0
除草剤	14	0	64	19	0
植物成長調整剤	1	0	1	1	0
全 体	26	0	241	61	0

注：延べ検体数は、採水した試料についての分析項目の合計を示す。

2 農薬別の水質調査結果（全県分）

（単位：mg/L）

区分	農薬名	測定結果	指針値
殺虫剤	アセフェート	N.D.	0.063
	イソキサチオン	N.D.	0.08
	エトフェンプロックス	N.D.	0.82
	クロチアニジン	N.D.	2.5
	クロルピリホス	N.D.	0.02
	ダイアジノン	N.D.	0.05
	チアメトキサム	N.D. ~ 0.002	0.47
	チオジカルブ	N.D.	0.8
	テブフェノジド	N.D.	0.42
	トリクロルホン (DEP)	N.D.	0.05
	ピリダフェンチオン	N.D.	0.02 (~H25.6.17)
	フェントロチオン (MEP)	N.D.	0.03
	ペルメトリン	N.D.	1
	メトキシフェノジド	N.D.	2.6
殺菌剤	アゾキシストロビン	N.D.	4.7
	イソプロチオラン	N.D.	2.6
	イプロジオン	N.D.	3
	イミノクタジンアルベシル酢酸塩及びイミノク タジン酢酸塩 (注3)	N.D.	0.06 (イミノクタジンとして)
	エトリジアゾール (エクロメゾール)	N.D.	0.04
	オキシ銅 (有機銅)	N.D.	0.4
	キャプタン	N.D.	3
	クロロタロニル (IPN)	N.D.	0.4
	クロネブ	N.D.	0.5
	シアゾファミド	N.D.	4.5
	ジフェノコナゾール	N.D.	0.3 (~H25.10.20) 0.25 (H25.10.21~)
	シメコナゾール	N.D.	0.22
	チウラム (チラム)	N.D.	0.2
	チオファネートメチル	N.D.	3
	チフルザミド	N.D. ~ 0.003	0.5 (~H25.10.20) 0.37 (H25.10.21~)
	テブコナゾール	N.D.	0.77
	トルクロホスメチル	N.D.	2
	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	N.D.	1
	フルトラニル	N.D.	2.3
	プロピコナゾール	N.D.	0.5
	ベノミル	N.D.	0.2
	ベンシクロン	N.D.	1.4
	ボスカリド	N.D.	1.1
ホセチル	N.D.	23	
メタラキシル及びメタラキシルM (注4)	N.D.	0.58 (メタラキシルとして)	
メブロニル	N.D.	1	
除草剤	アシュラム	N.D. ~ 0.012	2
	オキサジクロメホン	N.D.	0.24
	カフェンストロール	N.D.	0.07
	シクロスルファミロン	N.D.	0.8
	ジチオピル	N.D.	0.095
	シデュロン	N.D.	3
	シマジン (CAT)	N.D.	0.03
	テルブカルブ (MBPMC)	N.D.	0.2 (~H25.6.17)
	トリクロピル	N.D.	0.06
	ナブロパミド	N.D.	0.3
	ピリプチカルブ	N.D.	0.23
	ブタミホス	N.D.	0.2
	フルボキサム	0.0007	0.21
	プロビザミド	N.D.	0.5
	ベンスリド (SAP)	N.D.	1 (~H25.6.17)
	ペンディメタリン	N.D.	1 (~H25.6.17) 3.1 (H25.6.18~)
	ベンフルラリン (ベスロジン)	N.D.	0.1
	メコップカリウム塩、メコップメチルアミン 塩、メコップ P イソプロピルアミン塩及び メコップ P カリウム塩 (注5)	N.D.	0.47 (メコップとして)
	MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナ トリウム塩 (注6)	N.D.	0.05 (~H25.6.17) 0.051 (H25.6.18~) (MCPAとして)
	植物成長調整剤	トリネキサパックエチル	N.D.

- 注1 測定結果の N.D.は報告下限値未満を示す。
- 注2 各調査機関により報告下限値は異なる。
- 注3 イノキサジナルベシル酸塩及びイノキサジン酢酸塩をイノキサジンとして測定し、指針値を評価している。
- 注4 マタキシル及びマタキシル M をマタキシルとして測定し、指針値を評価している。
- 注5 メプロップ カリウム塩、メプロップ シメルミン塩、メプロップ P イプロピルミン塩及びメプロップ P カリウム塩をメプロップとして測定し、指針値を評価している。
- 注6 MCPA イプロピルミン塩及び MCPA ナトリウム塩を MCPA として測定し、指針値を評価している。